



環評審第13号  
令和5年8月15日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 日高 道雄



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査  
報告書(令和3年度)の審査について(答申)

令和5年6月9日付け沖縄県諮問環第2号で諮問のあったみだしのことについて、別  
添のとおり答申します。



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査報告書  
(令和3年度)に対する答申

1 ナカマグワヌメヌカーについて

ナカマグワヌメヌカーの降雨時における赤土等による水の濁りの状況及び湧水量については、表流水が流入した状態で観測していることから、事業による影響が適切に把握できていないおそれがある。

については、表流水が流入する状態で観測していることの妥当性を明らかにさせるとともに、表流水が流入しない手法又は地点も検討させること。

2 新たに創出した池について

事業者は、新たに創出した池において、移動・移植した重要な動植物が確認されず、底生動物全体の種類数も減少していたことの原因として、「土砂の流入や植物の侵入等によって生息環境は不安定である。」としている。

については、新たに創出した池について、専門家の助言を受けたうえで、環境が安定するよう適切に維持管理させること。

3 緑化計画について

令和2年度における新規林縁部や林冠開放部の早期の緑化を求める知事意見に対し、事業者は「林内が明るくなったことにより、乾燥化が進み、昆虫類と陸生貝類の確認種数・個体数の減少が進行しているイシジャーを中心に、新規林縁部の保護や林冠開放部の早期閉鎖を目標とした緑化計画を検討するとともに、可能な限り早期に緑化を実現できるよう、関係機関と協議を行う。」としているが、事業者を確認したところいずれも未だ実施されていない。

また、イシジャー内の重要な群落であるガジュマル-ハマイヌビワ群落への影響も懸念されることから、緑化計画を策定させるとともに、関係機関と協議を行わせ、早期の緑化を実施させること。

これらの内容については次年度以降の事後調査報告書に記載させること。

4 その他

(1) 事後調査報告書の作成について

本報告書の調査期間は令和3年4月から令和4年3月となっているが、県に送付されたのが、令和5年5月となっている。

知事は、事後調査報告書の内容を基に環境の保全のための適正な配慮を求めるか検討し、さらに事業者は、事後調査報告書に対する環境保全措置の要求を遅滞なく当該年度の事後調査及び環境保全措置の内容に十分反映させる必要があることから、事後調査報告書は作成後、速やかに県へ送付させること。

(2) 石灰岩堤 No5 について

事業者は、石灰岩堤 No5 について「今回実施した環境保全措置に伴い、急勾配(1:0.5)の切土法面に、礫混じり粘性土(崩積土)を広く露出させてしまった。粘性土は、この急勾配では安定を保つことができず法面崩壊を生じる危険性がある。そのため、切土面を緩く切り直し、粘性土を含め一般的な土砂の安定勾配を確保することが基本的な対応と考える。」としており、切土面の切り直しに伴い、当初保全することとなっていた樹木についても伐採されることとなる。

については、伐採範囲において重要な種が確認された場合は移動・移植等の環境保全措置を講じさせること。